

政経研究時報

No. 23-2 (2020. 10)

公益財団法人 政治経済研究所

〒136-0073 東京都江東区北砂1丁目5-4

Tel.03-5683-3325 Fax.03-5683-3326

<http://www.seikeiken.or.jp/>

E-mail:office@seikeiken.or.jp

【目次】

2020年度第2回公開研究会 報告者：二木立

主催者挨拶	相田利雄	1
二木立氏「コロナ危機が日本社会と医療・介護・社会保障に与える影響」講演報告	小磯 明	2
政経時評		
コロナ危機下での新自由主義再考	紺井博則	6
論考		
新型コロナウイルス感染と金融機関の事業に対する金融支援	齊藤壽彦	8
定例研究会		
戦傷病者からみる戦争体験と日本の国家補償制度の特質	松田英里	12
追悼 重富健一さん	小宮昌平	14
研究所の動向（2020年8月～2020年9月）		15
編集後記		16

2020年度第2回公開研究会 コロナ危機が日本社会と 医療・介護・社会保障に与える影響 二木立

（にき・りゅう 前日本福祉大学学長、同大学名誉教授）

主催者挨拶

相田 利雄

（公益財団法人政治経済研究所代表理事）

政治経済研究所は、1946年に財団法人として設立され、民間研究所としての活動がスタートしました。2011年には公益財団法人になり、現在では社会の人々に公益を提供する種々の事業を行っています。その事業の中でも、年4回開催しているこの公開研究会は重要なものです。

本日は、日本福祉大学名誉教授の二木立先生に、「コロナ危機が日本社会と医療・介護・社会保障に与える影響」というテーマでお話しいたします。近年、日本の歳出は、社会保障関係費が大きく占めています。新型コロナウイルスへの対策による財政出動の規模も大きくなっています。その多くが国債で賄われており、国の借金は増えるばかりです。未来を担う子どもたちに何を残せるのか、今の大人たちが示していかなければなりません。

前回に引き続き、今回もオンライン開催となりますが、参加者の皆さまとともに日本の未来を考えていければと思っております。

二木立氏「コロナ危機が日本社会と 医療・介護・社会保障に与える影響」講演報告

小磯 明

(こいそ・あきら 公益財団法人政治経済研究所研究員、法政大学兼任講師)

はじめに

2020年第2回公開研究会は、9月28日に、Zoomによるオンラインとオフラインを併用しての開催となった。登壇された二木立氏(前日本福祉大学学長、同大名誉教授)からは、医療・介護・社会保障への影響について、その財源に着目した報告が行われた。

本稿は、最初に「I 二木立氏の講演大要」について述べる。以下、紙幅の都合を考慮して「II 講演後の質疑応答」を紹介し、「III おわりに」として、現状について若干述べることとする。

I 二木立氏の講演大要

1. コロナが世界と日本社会に与える影響

コロナは、世界・日本経済に重大な影響を与え、GDPの落ち込みは2008年にリーマンショック(世界金融危機)や2011年の東日本大震災を上回る。しかし、「100年に一度の危機」「社会が一変(ポストコロナ時代)」は過剰反応である。この10数年間に「100年に一度の危機」は3度生じている。コロナをペストと比較するのは無理がある¹。14世紀のペストの致死率は35~40%で、人口の1/2~1/3が死亡した。これは、社会変革的ショックである。奥真也は「そもそも新型コロナは、人類がこれまで経験してきた他の感染症と比べれば、病気としての『実力』がそれほど大きいとは言えません」と述べている²。

1918~20年の「スペイン風邪(インフルエンザ)」と比較するのも無理である。スペ

イン風邪の日本の死者は39~45万人であり、現在の人口に換算すると89~103万人となる。そして、スペイン風邪後も日本の都市化は変わらずに進んだ³。しかも、スペイン風邪はすぐに忘れられた⁴。

政府(主として中央政府=国家)の役割の復権としての新自由主義的改革は頓挫し、社会保障費の大幅抑制も困難であり、コロナ危機による都道府県の役割拡大は限定的である⁵。それに対し、コロナ対策を名目とした「監視国家」化の危険は、中国ではコロナ以前から実現し、コロナ対策でそれが加速した⁶。最大の課題は、現在の政策の延長では、社会保障の長期的な財源確保が困難なことである。

日本のコロナ対策とその結果は複眼的にみる必要があり、「日本モデル」は幻想である。人口当たり死亡者数は欧米よりはるかに少ないが、アジアでは3番目に多い。

2. コロナ危機は中期的には 日本医療への「弱い」追い風になる⁷

二木氏の「客観的」将来予測の方法は、プラス面とマイナス面を「複眼的」に指摘するが、今回は敢えて「プラス面」に力点を置いた。厳しい医療費抑制政策には歯止めがかかり、保健所機能強化が図られる。2000年前後に結核が増えてきたため、保健所軽視、抑制政策に歯止めがかかった。最も保健所を減らしてきたのは大阪市であり、269.1万人(2015年)の人口に対し、保健所は1カ所しかない。

地域医療構想については、次の3つの見直しが図られる。第1に、現在の地域医療構想の「2025年の医療機能別必要病床数」には感染症病床が含まれていないが、それが加え

られる。第2に、「2025年の医療機能別必要病床数」で想定されている高度急性期・急性期病床の大幅削減方針の見直しが図られる。及び、「拠点病院の一極集中ではなく、複数の拠点病院の整備や周辺病院との連携強化が必要」となる⁸。第3に、「効率」一辺倒で余裕のない地域医療構想のスタンスが見直され、将来生じる可能性がある様々な大災害にも迅速に対応する「医療安全保障」の観点から、都道府県および全国で、ある程度余裕を持った病床計画が立てられるようになる。

保健所機能の強化や医療提供体制の強化には相当の財源が必要である。中期的な財源確保は従来のような「消費税一本足打法」ではなく、租税財源の多様化と社会保険料の引き上げが不可決である。そして、東日本大震災後の「復興特別税」と同様の「コロナ復興特別税」(仮称)が導入され、保健・医療の充実に加えて、コロナにより医療同様に大きな被害を受けた介護・福祉事業や従業員の救済、および失業者・倒産企業の救済等が総合的に進められることを期待したい。ただし、医療分野に継続的に大幅な税財源が投入される可能性は大きくはなく、医療分野には「強い」追い風ではなく「弱い」追い風が吹く。財源を国債発行のみに依存することは不可能であり、MMT(現代金融理論)⁹は幻想である。

コロナ危機で、今まで急性期医療の重要性を軽視・否定し、「医療モデル」から「生活モデル」への転換、あるいは「キュアからケアへの転換」を主張する批判は破綻し、「治す医療」から「治し、支える医療」(Cure & Care)への転換であることがより明確になった¹⁰。

3. 2020年度第二次補正予算の「医療・福祉提供体制の確保」策の評価と経営困難な医療機関への財政支援のあり方——短期的対策の評価¹¹

第二次補正予算自体の問題点を指摘すると、最大の問題点は10兆円もの「予備費」が計上されており、これは国の財政運営は「国会の議決に基づく」と定める憲法83条の「財政

民主主義」の形骸化である。

次に厚生労働省分の第二次補正予算中の「ウイルスとの長期戦を戦い抜くための医療・福祉の提供体制の確保」2.7兆円は画期的である。これに加えて、内容は未定だが予備費のうち2兆円が医療に充てられる予定である。もう一つ画期的なのは第一次補正予算の「緊急包括支援交付金」が医療機関のみを対象としていたのと異なり、第二次補正予算の「緊急包括支援交付金」では新たに介護・障害・子どもの3分野も加わったことである(医療1兆6279億円、介護等6091億円)。

他面、これらの支援はコロナ患者を受け入れた医療機関を対象としており、コロナ患者は受け入れていないが、患者の受診控え等により経営困難に陥っている医療機関への支援はほとんど含まれていない。医療機関は、公私の区別なく国民の健康を守るために公的役割を果たしている「社会的共通資本」(宇沢弘文先生)であり、経営困難に陥っているすべての医療機関への財政支援が必要である。

医療機関への短期的な財政支援の方法と財源を考えると、当面は予備費の活用(2兆円+ α)が考えられる。同時に、コロナによる患者減が長期化した場合の医療機関の支援では診療報酬も活用すべきである。この点では、2020年保険診療費が当初予想を大幅に下回った場合は、診療報酬の「単価補正」支払いを実施するという神奈川県保険医協会の政策部長談話のアイデアが注目に値する¹²。それは今後も患者減少が続き、2020年度の保険診療費が2020年度予算の想定額を下回るのが確実な場合、現在10円の1点単価を引き上げるが、患者負担は1点10円のままとする財政中立的な「時限的特例」措置である(例：前年度の2割減になったら、1点単価を10円 \times 10/8 = 12.5円と補正)。

4. 国民皆保険制度の意義と財源選択についての私見(持論)¹³

国民皆保険制度は、今や日本社会の統合を維持するための最後の砦となっている。国民

皆保険制度が形骸化したら、日本社会が底割れしてしまう。これが一つ。そして、国民皆保険は全員が保険に入っていれば良いというものではない。そこで提供される医療の水準が一定程度なければならない。これは厳しい医療費抑制政策を断行した小泉内閣時代の医療制度改革についての閣議決定(2003年3月)が、「必要かつ十分な」「最適な医療」の給付を決定し認めていることである。小泉内閣の時代には混合診療の解禁、保険給付はできるだけ少なくして、プラス α の自費部分を増やすという議論が新自由主義派の人たちから主張されたが、小泉政権はそれを否定した。だから医療保険で提供しているのは最低限ではなく必要で十分で最適なものであるということをも認めた。これが2つ目である。

だから国民皆保険制度を守るとしたら、自動的に主財源は保険料であり、補助的財源は各種の租税である。このことは医療政策に関わっているすべての関係者と団体の共通の認識である。厚生労働省、日本医師会、病院団体、医療政策研究者が完全に一致している。ただしなぜか財政学者の中には社会保険方式が嫌いな人がいて、税金でやるべきだと言う人もいるがそれは空理空論である。歴史的にみると、政党や団体でもそういった議論があったことは確かであるが、現在は国会に議席を有する全政党(自民党から共産党)が、国民皆保険制度の維持・堅持を主張している。主財源は社会保険料の引き上げ以外あり得ない。ただし、国民健康保険では低所得者への配慮は不可欠である。

租税財源の多様化も必要であり、所得税の累進制の強化、固定資産税や相続税の強化、法人税率の引き下げの停止、内部留保への課税等をすべきである。権丈善一氏の「すべての税目を増税するプラス α 増税」、「財源は全員野球」との主張に賛同する¹⁴。

II 講演後の質疑応答

オンライン参加者とリアル参加者の12人から質問が出され、ひとり感想を述べた。

質問順に紹介すると、①感染症対策から高齢化対策へ重点を移してきた医療政策は、今後高齢者対策に感染症対策を加えたどのような政策になっていくのか。また健康づくり対策(健康日本21)についても感染症予防へ重点を移し、生活習慣病対策と感染症予防になっていくのか。②看護学生に社会福祉を教えている。Covid-19とSDGsの観点から教育について教えて欲しい。③保健所数が1990年代には減ったが2000年代にはそんなに減っていないのは、地方分権改革の影響があったからか。④国民皆保険制度は大変意味があると感じた。日本で制度が取り入れられた背景は何か。⑤財源の問題で、保険料の引き上げには国民の抵抗があるのではないか。⑥アジアでコロナの患者が少なかったのはコロナの力が弱かったからか。⑦日本の場合、コロナにかかったかどうかでPCR検査が行われ、そのため検査数が少なかったと言われているがどうしてそのような政策をとったのか。⑧地域医療構想調整会議で余裕のある人員や病床を確保するためには何が必要か。⑨日本の病院においてCovid-19を治療する集中治療施設のスタッフが国際的に見て少ないという歴史的な背景・理由は何か。⑩ワクチンについての質問。⑪今世紀に入ってからサーズ、マーズ、エボラウイルスなど感染症が急速に増えてきた背景に社会経済的要因があるか。⑫今後いつそうその他の感染症が増えてくる可能性は高いか。

この中から、私も疑問に思った⑦PCR検査についての質問に対する二木氏の答えを紹介する。「初期には、キャパシティがなかったのは事実。それで選択と集中したことはやむを得なかったと思う。そのキャパシティを増やす努力が足りなかったかどうかは論争になっている。今はできるだけやるということになっている。ただし『日本の患者数が少ないのはPCR検査をしないからだ。だから少ないので本当は意外に多い』などという議論があったが、これは間違い。肺炎はCTですごくよくわかる。日本はアメリカを含めてCTを世界一保有している国。だから、『コロナ

の死亡者数が少ないのは PCR 検査数が少ないから』というの間違い」と述べた。

III おわりに

米ジョンズ・ホプキンス大学の集計によると、新型コロナウイルス感染症による死者は9月29日までに世界で計100万人を超えた¹⁵。中国当局が湖北省武漢で最初の死者を確認してから9カ月足らずでこの人数に達した。感染が確認された人は世界で3300万人を超えている。感染者、死者とも米国が最も多く、700万人以上の感染が確認され死者は20万5000人を超えた。そしてトランプ大統領は、10月2日未明、新型コロナウイルス検査の結果、陽性と判定されたとツイッターで明らかにした¹⁶。新型ウイルスには誰もがかかりうる。感染したこと自体は非難されるべきではないが、トランプ氏をはじめとする政権中枢の認識の甘さと危機管理のまずさを指摘する声は多い。

欧州も感染の第2波に見舞われている¹⁷が、春のピーク時と比べて低い致死率にとどまっている。マスク着用や対人距離確保などのルールが定着し、致死率の低い若者を中心に感染が広がっているためとみられる。病院での診断、治療体制が向上した結果、欧州の一部の国では集中治療室(ICU)に収容された患者の死亡率が春の50%前後から20%前後まで下がったとの報告もある。ただしブルガリア、クロアチア、スペインなど致死率が下がっていない国もある。冬のインフルエンザ流行期を控え、感染が中高年層に広がっていること、市民が行動制限に疲れてきたことなど、懸念材料が指摘されている。

新型コロナウイルス感染症は現在進行形であり、感染の収束を見通せる状況ではない。論争点や様々な意見のある中で、市民としてできることをすると同時に、政治経済に注目し保健医療政策についての研究も引き続き行っていく必要がある。

注・文献

- 1) P・フランコパン「歴史的な対極観を」『毎日新聞』5月6日。
- 2) 奥真也『未来の医療年表——10年後の病気と健康のこと』講談社現代新書、2020年9月、3-4。
- 3) 中川雅之「人口集中と感染症リスク(下)」『日本経済新聞』7月9日。
- 4) 速水融『日本を襲ったスペイン・インフルエンザ』藤原書店、2006年(「序章 "忘れられた"史上最悪のインフルエンザ」)。
- 5) たとえば、Everything's under control-The state in the time of covid-19. *The Economics*, Mar 28 2020. など。
- 6) 梶谷懐・高口康太『幸福な監視国家・中国』NHK出版新書、2019年8月。及び、浦上早苗『新型コロナ VS 中国14億人』小学館新書、2020年6月。
- 7) 二木立「コロナ危機後に日本の医療はどう変わるか?」『日本医事新報』2020年5月23日号、58-59。ここでいう「中期的」とは経済予測と同じ5年である。
- 8) 伊関友伸「わが国の病院を再生するために何が必要なのか」『病院』2020年7月号、502-507。
- 9) MMT (Modern Monetary Theory, Modern Money Theory) とは、ケインズ経済学・ポストケインズ派経済学の流れを汲むマクロ経済学理論の一つである。MMTの基軸部分の内容は新古典派経済学の枠組みで構築されている主流派のマクロ経済学と対立するため、政策的効果やリスクについては論争となっており、活発な議論がなされている。
- 10) この表現の初出は、「社会保障制度改革国民会議報告書～確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋～」(2013年8月6日)である。
- 11) 二木立「第二次補正予算の『医療・福祉提供体制の確保』策をどう読むか?」『日本医事新報』2020年7月4日号、56-57。
- 12) 神奈川県保健医協会「政策部長談話 日本の医療体制を守るため診療報酬の『単価補正』支払いを求める」2020年6月3日。
- 13) 二木立『地域包括ケアと医療・ソーシャルワーク』勁草書房、2019年、1-9。
- 14) 権丈善一『ちょっと気になる医療と介護』勁草書房、2017年、189-190。
- 15) CNN.co.jp「新型コロナ死者、世界で100万人突破」(<https://www.cnn.co.jp/world/35160157.html>)
- 16) 「トランプ氏 コロナ陽性」『読売新聞』2020年10月3日、1面。
- 17) 「コロナ 欧州で再燃」『読売新聞』2020年10月6日、3面。

政経時評 コロナ危機下での新自由主義再考

紺井 博則

(こにい・ひろのり 公益財団法人政治経済研究所評議員、國學院大学名誉教授)

コロナ禍によって新自由主義の綻びが随所で露呈し、ポストコロナの焦点のひとつが新自由主義からの脱却・決別にあてられつつある。80年代以降積み重ねられ浸透してきた新自由主義的諸政策が、直接的には新型コロナウイルスの感染予防と感染拡大の抑止にとって足かせとなっていることに多くの国民が気づき始めたからであろう。

ところで、もともと新自由主義的政策は、先進資本主義経済が70年代初めにスタグフレーションに陥り、戦後の資本主義経済を支えてきたケインズ的な需要主導型の戦後資本主義が行き詰まったことによって、市場万能で供給主導型の資本主義(「小さな政府」論をも含む)が台頭したことに起点を持つ。実践的にはサッチャー、レーガン、そして中曽根時代の政策運営がその具体例として取りあげられる。ただ、日本に即していえば、「新自由主義」というよりも、「行政改革」「構造改革」「規制緩和」という特徴づけの方が実感としてはピンとくるのではないだろうか。

新自由主義が包摂する範囲は政治・経済の次元に留まらない。それを意識するかしないかに関わりなく広く国民生活全般に影響をもたらした格差を拡大してきた。ただその中で、先進資本主義国であっても、あるいは自由主義的価値観を持つ西欧諸国であっても、歴史的に各国資本主義を維持してきた国民経済の下での新自由主義の浸透度には少なからず差異があるし、その浸透する領域にも濃淡が生まれる。今回のコロナ禍への各国政策当局の対応と国民の受け止め方の相違にもその一端が現れているとみるべきであろう。

ところで、ケインズ型の有効需要政策と新自由主義的政策とはもちろん対立する諸側面を持つが、同時に資本主義体制の維持、経済

成長最優先という共通の土俵をも併せ持っている。この対立軸と共通の土俵との距離は、危機の原因と深さによって揺れ動く。とくに80年代後半から拡張しつつあった金融化資本主義の矛盾が、2008年の世界金融危機(新たな金融恐慌の発現形態)でひとつの頂点に達して以降、新自由主義的政策の遂行は、部分的にせよケインズ型の経済政策を接ぎ木することによってはじめて可能になっていたのである。このことはとくに財政・金融政策に現れている。一例を挙げておこう。現在、日米欧の中央銀行は、本来の守備範囲を超えて金融市場、とくに資本市場に積極的に介入して(日銀の場合はETFの購入によって)、金融システム安定という大義のもとに市場メカニズム維持の役割を担っている。この事実は純粋な新自由主義な主張に照らせば相容れないものではないのか。あるいは、コロナ禍の緊急対応とは言え、中央銀行の政策金利ゼロ化・量的金融緩和の復活・強化のもとで国債買入れをいっそう拡大し、「財政ファイナンス」や「マネタイゼーション」が進行する事態はもともとの新自由主義的視点からみて許容できるものなのであるか。ここにはケインズ政策が積極財政政策重視で、新自由主義が金融緩和政策重視という対比すら危うくなっている実態が見えている。

新自由主義の基盤とグローバリゼーションとの関係についても留意が必要だ。時期軸的な流れから言えば、新自由主義的な規制緩和がグローバリゼーションの推進力となったことは疑いないが、新たな市場開拓やより安価な生産諸要素を求めてボーダーレスに再生産の基盤を拡張する多国籍企業と、それを支援する国家・国民経済の関係は次第に軋轢をも生み出すようになってきている。その好例が「タ

ックスヘブン」に象徴される国家主権としての租税基盤に対する多国籍企業の挑戦である。新自由主義的政策の軸である企業の海外進出、すなわち資本輸出入の規制緩和へ最大限の支援を与えてきた国民国家の徴税権がそれによって形骸化しつつある。国家は自ら推し進めてきた新自由主義的政策の枠組みの中でグローバル化とどう向き合うべきかを問わざるを得なくなってきた。現在のトランプ政権と習近平政権の並立と対抗という特異な国際政治状況が絡んでいるとはいえ、今回のコロナのパンデミック化を通じて、各国が直面した感染拡大抑止か企業活動の維持かという2択の中にも、これまでに蓄積されてきた新自由主義的諸施策への許容度の差異が垣間見える。

従来型の企業の海外進出は、製造業やサービス産業における生産コストの圧縮や需要拡大を誘因として始まった。グローバル化の諸要素は、ヒト・モノ・マネーそして情報の移動・移転であるが、これらの中で新自由主義的政策ともっとも親和性を持つものは、マネー、すなわち金融の自由化・国際化に沿った資本の国際的移動の自由化・規制緩和であろう。しかし現在のグローバル化の担い手は、たんなる資本の移動ではなく ICT 関連産業へシフトしており、データの大量収集・確保と独占を目指した熾烈な競争が続いている。グローバル化の進展が ICT にとって追い風になっただけでなく、もはや ICT が新たなグローバル化を推進する要素になっている。グローバル化の新しい段階と位置づけても良いだろう。その中で GAF A に代表される米多国籍企業と国家資本主義をバックにした中国新興企業群との世界市場での対抗は、資本の集中 (M&A) と再編への求心力を露出させる。と同時に新自由主義がボーダーレスの情報独占をねらいとする「データ資本主義」との一体性を示す中で、国民国家との新たな軋轢もまた深刻化している。

さて、コロナ禍の収束もまだ不確実な最中に、7年8か月の在任期間の長さだけをレガ

シーとする安倍政権が「終わり」を告げた。すでにアベノミクスの「功罪」を巡る議論が活発に行われているが、このアベノミクスと新自由主義的政策の関係について触れておこう。アベノミクスでは、それまでも叫ばれてきた日本的な「構造改革」「規制改革」(岩盤規制の撤廃)の延長線上に「三本の矢」が用意され、いまだほとんど実現されていない「三つの的」が設定されていた(そもそも「的」に届く「矢」ではなかった)。今となつては「デフレ脱却」「成長戦略」というかけ声だけが耳に残る。私見では、確かにアベノミクスはそれら日本型の新自由主義を理念としていたものの、「三本の矢」とそれが向かう矢先の「的」の中には、財政政策(有効需要政策)を前提としたケインズ型経済政策の要素も含まれており、はじめから極めて折衷的な経済政策という性格を持っていたように思う。

現在は、日本に限らず緊急の財政出動の結果、巨額の財政赤字をもたらすとしても許容される雰囲気がある。かりにコロナ禍が収束した場合でも、続く「後遺症」に対して財政的支援はどこまで持続可能であろうか。くしくも「安倍なき安倍政権」の継承者は「自助・共助・公助+絆」を打ち出し、その上で新自由主義的「構造改革」「規制改革」の路線をさらに進めることを宣言している。リーマン危機を体験し、今またコロナ危機で新自由主義の持つ矛盾はかつてなく表面化した。そもそも政治権力を持つ側が国民に向かって「自助」を要求すること自体論外なのだが、彼らの新自由主義への固執は根強くコロナ禍から学ぼうとはしない。しかし、私たちが「もうコロナ以前に戻りたくない」と考えるのであれば、すでに具現化した新自由主義の「負の遺産」に対して、マクロ的な経済政策(税制・金融政策・福祉政策・教育政策など)の次元で対案をもつだけではなく、国民生活の隅々にまで否応なく浸透してきた新自由主義的思考を一人一人が払拭する努力が大切だと思う。それが可能であればポストコロナの社会像、そして新しい資本主義像への扉も開かれるのではないだろうか。

論考

新型コロナウイルス感染と 金融機関の事業に対する金融支援

齊藤 壽彦

(さいとう・ひさひこ 公益財団法人政治経済研究所理事、千葉商科大学名誉教授)

I 新型コロナウイルス感染拡大の 事業者への影響

2020年1月に日本において新型コロナウイルス感染者があらわれ、その後この感染者が増加していった。飲食、観光、宿泊、航空などの業種では売り上げが激減した。これが事業、ことに中小企業・小規模事業者の経営に打撃を与えることとなった。これを放置すれば、債権回収が困難となった地域金融機関などの金融機関の財務上の悪化が促進されることとなる。また経済・社会上、失業などの問題が発生することとなる。

このような事態に直面して、大規模な事業金融支援策に金融機関は乗り出した。

それでは金融機関は新型コロナウイルス蔓延下のもとで、金融機関はどのような事業支援策を展開したのであろうか。

II 金融機関の事業資金支援形態

1. 日本銀行——「新型コロナ対応資金繰りプログラム」——

日本銀行は「物価安定」を目標として、「長短金利調整付き量的・質的金融緩和」という「金融政策」を継続しているが、「金融システムの安定」も目的に掲げている。

日本銀行は、金融政策は物価・通貨価値安定を主目的とするにとらえているが、金融政策には経済成長の促進という目的もある。企業の資金繰りが悪化するに伴い、日本銀行は、3月以降、企業等の資金調達の円滑確保に万

善を期するようになった。また、金融システムの安定も重視するようになった。

同行の金融緩和政策は、6月16日に公表された同行の「日本銀行の新型コロナ対応」という資料(金融政策決定会合とは別の資料)では、「企業等への資金繰り支援」と「金融市場の安定維持」に大別されるに至っている。従来は、円資金供給は物価引上げ(2%)目標達成のために実施されてきたとされており、また、現在の金融緩和政策はイールドカーブを適切な水準に維持するという役割も持つとされており、日銀によるそのような位置づけはなくなっていない。だが、一方で、上記の日銀資料では、円・外貨供給(国債買入れ、ドル資金供給オペレーション、円貨および外貨を、上限を設けずに潤沢に供給、2020年2月以降6月16日までの増加額40兆円)は金融市場の安定のために行われているとされている。日銀は「ETFの買入れ」(年間約12兆円)という資金供給も行っている。日銀は明言していないが、これには株価維持という狙いがある。

コロナウイルス禍の下で重視されるようになった「企業等への資金繰り支援」は、①CP・社債等の買入(2013年4月決定)の増額、②「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション」(2020年3月に導入した「新型コロナウイルス感染症にかかる企業金融支援特別オペレーション」を4月に名称変更したもの)、③「新たな資金供給手段」(同年5月に導入)という3つの措置からなされている。これらは「新型コロナ対応資金繰りプログラム」と総称されている。

特にコロナ対応と特に関係が深いのは②と

③である。「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション」は、金融機関が日銀に差し入れている CP・社債といった民間債務を担保に日本銀行が資金を貸し付ける仕組みである。金融面の円滑確保に万善を期すとともに、金融市場の安定を維持する観点から、共通担保として差し入れられている民間債務および新型コロナウイルス感染症対応として行われている中小企業等への融資残高の合計額の範囲内で、資金を貸し付ける資金供給オペレーションである。

「新たな資金供給手段」は新型コロナウイルス感染拡大に対応する観点から、中小企業の資金繰りをさらに支援するために設けられたものである。これは政府の特別融資制度などに基づくものであり、適確融資(政府の緊急経済対策における無利子・無担保融資や新型コロナウイルス感染症対応として信用保証協会による保証の認定を受けて実行した融資や、それに準じる融資)の残高を限度として、共通担保(日銀と民間金融機関との約定に基づく担保)を担保として、期間 1 年以内、利率 0 %で資金供給を行う制度である。

「新型コロナ対応資金繰りプログラム」の規模は、当初は CP・社債等の買入上限約 20 兆円、コロオペ 4 月末現在約 25 兆円、新たな資金供給手段約 30 兆円の総額約 75 兆円であったが、6 月には総額約 110 兆円+ α に引き上げられたのであった(CP・社債等の買入が約 20 兆円、コロオペと「新たな資金供給」が約 90 兆円)。

こうして日本銀行はコロナ対応の名のもとに、巨額の企業への資金繰り支援を行うようになったのである。

2. 政府系金融機関

新型コロナウイルス感染症によって影響を受けた事業に対しては政府系機関等が資金繰り支援を行っている。この全体像は経済産業省『新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ』(2020 年 8 月)によって明らかにされている。

経済産業省は新型コロナウイルス感染症の影響により、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることがないように、政府系金融機関や信用保証協会連合会に対して配慮を要請した。日本政策金融公庫は新型コロナウイルス感染症に関する融資制度の拡充を図り、2020 年 3 月に「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を創設した。これは新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化をきたした事業者に対して、信用力や担保によらず一律金利を適用し、融資後の 3 年間は基準金利よりも 0.9 %低い金利で貸し付けるものであった。支払った利子について、中小企業基盤整備機構から利子補給を受けることで、顧客の負担する利子が実質的に無利子となった。既往債務の借換も可能であった。

3 月には日本政策金融公庫の「マル経融資(小規模授業者経営改善資金)」の拡充も図られた。すなわち「新型コロナウイルス対策マル経融資」が創設された。新型コロナウイルス感染症の影響を受けて売り上げが減少した小規模授業者に対する融資額の引き上げや利率の引き下げ等の措置が実施された。

日本政策金融公庫は「セーフティネット貸付」の条件緩和も行った。セーフティネット貸付とは、外的要因により、一時的に売り上げの減少など業況が悪化しているが、中期的にはその業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業を支援する融資制度である。新型コロナウイルス対応特例措置として、その貸付条件が 2 月に緩和され、「売上高が 5 %以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象となった。

商工組合中央金庫は 3 月に新型コロナウイルス感染症による影響を受けて業況が悪化した事業者に対し、「危機対応融資」による資金繰り支援を開始した。当初の 3 年間は基準金利よりも 0.9 %低い金利で貸し出され、中小企業基盤整備機構の特別利子補給制度を併用すれば実質的に無利子となった。

日本政策投資銀行も「危機対応融資」を行った。

『日本経済新聞』(2020年9月8日付)によれば、政府系金融機関によるコロナ関連融資は、日本政策金融公庫が10.1兆円、日本政策投資銀行が1.8兆円、商工組合中央金庫が1.3兆円となっている。

3. 信用保証協会の信用保証

信用保証協会は、中小企業が市中金融機関から借入を行う場合に、その債務の支払いを保証することによって中小企業の資金調達の円滑化を図ることを目的にしている。

信用保証協会は一般枠とは別枠でセーフティネット保証(経営安定関連保証)を行った。この中にはセーフティネット保証4号と5号があった。4号と5号とは併用は可能だが同じ枠となる。

4号は突発的災害により影響を受けている特定地域の中小企業者に対して一般枠とは別枠で借入れ債務の100%を保証するものである。3月から、新型コロナウイルス感染症による影響を受けている全都道府県を対象として、信用保証協会が一般保証とは別枠で中小企業者・小規模事業者の資金繰り支援のために信用保証をすることができるようになった(追加指定)。

5号は全国的に業況が悪化している業種の中小企業が金融機関から必要な資金の借入を行う場合に一般保証とは別枠で借入債務の80%を保証するものである。3月から、新型コロナウイルス感染症により特に重大なる影響を受けている業種に対して、信用保証協会が一般保証とは別枠で中小企業者・小規模事業者の資金繰り支援のために信用保証をすることができるようになった(追加指定)。

信用保証協会は危機関連保証も行った。これは東日本大震災やリーマンショックといった危機時に、全国・全業種を対象として信用保証協会が通常の保証限度額およびセーフティネット保証の限度額とは別枠で、保証対象業種に限り債務の100%をする制度である。3月から、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている全国・全業種の中小企業者・小

規模事業者に対して、信用保証協会が一般保証およびセーフティネット保証とは別枠で資金繰り支援のために信用保証をすることができるようになった(追加指定)。

4. 民間金融機関の資金繰り支援

金融庁は、民間金融機関に対して、事業者への積極的な支援(事業者を訪問するなどの丁寧な経営相談、経営の継続に必要な資金の供給、既存融資の条件変更等)を実施するよう要請した。

民間金融機関は、民間消費の減退などによる資金需要の低迷に基づく優良借入先の減少、銀行間競争の激化、日本銀行の超金融緩和政策などを背景として預貸利ザヤの減少に直面しており、また、資金運用収益の減少や信用コスト(融資先の倒産等により1年間に平均的に発生することが予想される損失額)の増加もあり、厳しい収益環境にさらされている。

このような状況においても、民間金融機関も新型コロナウイルス感染症の蔓延による打撃を受けた事業者に対する支援策を講じている。

全国信用金庫協会の『信用金庫における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン』(2020年5月)は、信用金庫に対して、新型コロナウイルスによる影響を受けた顧客である事業者の資金繰りに重大な支障が生じることがないように、以下のような迅速、適切な対応を求めた。

①事業者の業況や当面の資金繰り等について、事業者訪問や緊急相談窓口を設置するなどして、丁寧かつ親身になって相談に乗るとともに、きめ細かく実態を把握する。②既往債務について、事業者の状況を丁寧にフォローアップしつつ、元本・金利を含めた返済猶予等の条件変更について、迅速かつ柔軟に対応する。③新規融資について、政府系金融機関や信用保証協会によるセーフティネット貸付や、セーフティネット保証の活用など、事業者のニーズに迅速かつ適切に対応する。また、各金融機関が設置している緊急融資制

度を積極的に実施する(担保・保証徴求の弾力化を含む)。④とりわけ、実質無利子・無担保融資制度のワンストップ対応など、事業者に対する支援を迅速かつ適切に実施できる態勢を構築する。

民間金融機関は都道府県の補助を受けつつ実質無利子・無担保融資も行った。これは5月に経済産業省が信用保証制度を利用した都道府県等の制度融資(地方自治体が利子補填)への補助を開始したことに支えられていた。全国銀行協会の三毛兼承会長は6月18日の記者会見で、新型コロナウイルス感染拡大への対応策で民間銀行ルートとして実施されている実質無利子・無担保の決定件数は5月末時点で6.8万件、融資決定額は1兆3600億円であることを明らかにした。

個別金融機関の新型コロナウイルスに関する対応については、全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、各銀行のウェブサイトなどを参照されたい。

5. 新型コロナウイルス感染症 特例リスクスケジュール

新たに新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業に対して、中小企業再生支援協議会が窓口相談や金融機関との調整を含めた新型コロナウイルス感染症特例リスクスケジュール計画策定を支援した。

Ⅲ 新型コロナウイルス感染の影響を受けた事業に対する金融支援の意義と感染終息後の金融機関の事業に対する対応

1. 新型コロナウイルス感染の影響を受けた事業に対する金融支援の意義

新型コロナウイルス感染が事業に悪影響及ぼすことを回避するために財政面における給付金交付など様々の対策が講じられたが、金融面では日本銀行、政府系金融機関、信用保証協会、民間金融機関の大規模な事業支援が

実行された。

これは倒産による失業などの問題を回避するために必要なことであった。またこのような対策が取られたことが経済危機の発生を防ぐこととなったといえるであろう。

新型コロナウイルス感染蔓延下のもとで、消費激減に直面した業種においては深刻な経営難が生じたが、これが、現在のところ、深刻な不良債権問題の顕在化、金融危機が発生をもたらすには至っていない。

2. 新型コロナウイルス感染終息後の 金融機関の事業に対する対応

コロナ禍で大きな打撃を受けた業種では企業間格差が進む。経営が悪化し、倒産や廃業などに追い込まれる事業が相次ぐことが予想される。これを放置すれば、労働条件の悪化・失業問題が深刻化するとともに、金融機関にとっても不良債権問題が再燃するおそれがある。地場企業が連鎖倒産に追い込まれば地域経済が崩壊しかねない。新型コロナウイルス感染前に負債を抱えていた事業が新型コロナウイルス感染問題発生後に多額の借金をして、新型コロナウイルス感染問題終息後にその返済を迫られて、これが経済・社会に深刻な影響を及ぼす恐れもある。

コロナ禍終息後にこれらの問題を解決することは容易ではない。過剰債務を早く解決して毀損したバランスシート問題を速やかに解決すべきだという提言もある。だが、金融機関特に中小企業・小規模事業者向け金融機関は、融資を継続するだけでなく、貸出先の事業の継続、成長、経営改善、事業再生、事業継承などに関する事業者に対する経営上のコンサルタント機能を強化することが重要となるであろう。

定例研究会
戦傷病者からみる戦争体験と
日本の国家補償制度の特質

松田 英里

(まつだ・えり 公益財団法人政治経済研究所研究員、早稲田大学本庄高等学院教諭)

本報告では、日清・日露戦争の「^{はいへい}癩兵」(以下、煩雑になるので「」は省略する)の問題に焦点をあてながら、恩給制度を軸とする日本の国家補償制度の構造的な特質を考察することを目的とする。

そもそも、癩兵とは戦争で負傷し、あるいは疾病にかかり、生活能力を失った軍人を指す名称である。日清・日露戦争による癩兵の正確な人数は不明であるが、当時の軍の資料では、日清戦争で「不具癩疾」となり兵役免除となった者は3,794人(参謀本部編『明治二十七八年日清戦史』第8巻、東京印刷、1904年)、日露戦争は2万3102人(陸軍軍医学校編『陸軍軍医学校五十年史』初版 1936年、複製版不二出版、1988年)となっており、およそ2万7000人であると推察される。「不具癩疾」に至らないまでも傷病による不自由な身体を抱え生きざるをえなかった人々を含めると、2万7000人という数値よりも実態は膨れ上がると考えられる。

癩兵への国家補償である恩給制度は、1890年に法律第45号として制定された軍人恩給法が恩給の受給を「権利」として明示したことによって確立した。恩給は非拠出であり、国家への貢献に対する報償といえる。アジア太平洋戦争の敗戦後、いわゆる軍人恩給は重度の傷病者を除き停止された。支給要件として日本国籍の保持がある。

では、日清・日露戦争の癩兵はどの程度の生活水準にあったのだろうか。1916年の陸軍省の調査によれば、調査した癩兵1万9120人のうち一人当たりの平均受給金額は、年額平均にして99円75銭3厘強、月々では約8円31銭1厘を受給していることになる(金太仁

作『軍事救護法ト武藤山治』初版 1935年、『戦前期社会事業基本文献集 40 軍事救護法と武藤山治』日本図書センター、1996年として復刻)。たとえば、1916年の大工・左官など土木建築業の一日の平均賃金は89銭である(「職種別賃金」大川一司編『長期経済統計八物価』、東洋経済新報社、1976年)。このことから鑑みても、恩給支給額は非常に寡少であり、癩兵の生活は相当困難な状況にあったと言わざるを得ない。同程度の傷病であっても軍隊階級に応じて支給金額は決定されるため、特に階級の低い兵の場合は、より厳しい状況に置かれていたとみられる。

なお、現在よく知られているリハビリテーションが導入されるのは世界的に第一次世界大戦後であり、日本の場合は日中戦争以降に再就職支援事業の一環として実施されることになる。そのため、支援制度もないまま社会に放り出された日清・日露戦争の癩兵の再就職は非常に困難であった。なかでも軍隊階級が低く、なおかつ学歴もない癩兵の場合は、農業など肉体労働に従事するか煙草の専売あるいは行商を行うなど限られた職種のなかで「自活」を余儀なくされていた。

生活の困窮の一方で、癩兵が直面したのが障がい者としての諸問題である。身体に痛々しい戦争の傷痕を残した癩兵は、公衆浴場の使用を断わられたり、結婚をめぐる問題など日常生活やライフステージを通じて障がいを理由とした差別に見舞われた。他にも記念式典の場に在郷軍人は呼ばれているにもかかわらず癩兵は呼ばれないなど、社会の癩兵に対する扱いは「名誉の負傷者」という建前とはかけ離れていた。

第一次世界大戦によるインフレを背景とした生活の困窮は、国家と社会から忘却されていた癩兵の不満を爆発させた。生活破綻の瀬戸際まで追い込まれた癩兵は、恩給増額と待遇改善を求めて、自ら団体を組織化し、運動を起こした。

運動を通じて癩兵が国家と社会に問うたのは、自らの戦争体験の意味であった。「畢竟政府は我々を戦塵の中に送つて不具者として早く死ぬと仕向けるやうなものである」(『報知新聞』1922年3月16日付)、「社会は帰還一、二年の間は名誉の軍人だとか何とか謂つて呉れたが其後は廢物同様な待遇より与へないではないか」(『北海タイムス』1925年8月17日付)と強い言葉で国家と社会の態度を批判する癩兵の訴えは、自らの犠牲の意味を鋭く問いかけるものでもあった。

癩兵団体による突き上げを受けた政府と軍は徴兵制度の維持という観点から癩兵の要求に応えざるをえなかった。その結果、癩兵団体の求める恩給の増額は実現し、1923年に恩給法が施行された。癩兵は「名誉の負傷者」という特殊な立ち位置から要求を正当化し、国家を動かした。

しかし、その一方で恩給法の実現後も要求を重ねる癩兵団体は「名誉の負傷者」にふさわしくないとして、要求の数々を退けられている。「名誉の負傷者」という位置づけは癩兵の要求を正当化する一方で、彼らの言動や行動を枠内に縛るという逆説的な意味も有していた。

以上が日露戦争後の癩兵の軌跡である。癩兵をとりまく経済的・社会的立場は常に不安定であり、国内外の政治情勢に左右されている。なかでも、癩兵の恩給受給権は非常に脆弱である。癩兵の「権利」を担保していたのは、国家最高の兵役義務を果たし、なおかつ戦争で傷病を負ったという国家への軍事的貢献であった。基本的人権に対する認識が未成熟な日本社会において軍事的貢献により支えられていた「権利」は、慈恵的要素を払拭することはできなかった。それゆえに支給額も低く抑えられていたのである。「権利」を主

張し、要求を実現化させるためには、癩兵たちは「名誉の負傷者」という軍事的貢献を掲げ、他者との差異化をはかる必要があった。すなわち、国家補償制度の構造的特質とは、被対象者に国家への軍事的貢献の程度の証明を迫ることで、他者との差異化を促すという陥穽にあった。

なお、癩兵の戦争体験は、原動力として彼らの運動を支える一方で、要求の正当性を示すものとして国家・社会に向けられている。言い換えれば癩兵の戦争体験は、軍事的貢献に応じて補償対象・内容を選別する恩給制度を支えるものとして機能している。

この構造は、敗戦後もそのまま継続しているのではないかと。国内外に極めて甚大な被害をもたらした責任に正面から向き合ってきた戦後日本は、恩給制度を国家補償の柱の一つとして維持し、軍事的貢献に基づいた補償を75年にわたり続けている。空襲被災者や植民地出身者への補償に消極的・否定的な政府の姿勢と、それを支持し続けてきた日本社会の人権認識をいま一度問い直す必要があるのではないだろうか。

『政経研究時報』No.23-1 (2020年8月発行)

2020年度第1回公開研究会 報告者：金子勝

齊藤壽彦「主催者挨拶」

澁谷朋樹「新型コロナウイルス対策から考える日本の構造改革」

政経時評

原富悟「竹信三恵子氏の問いかけ」

論考

小磯明「新型コロナ感染拡大と医療機関経営 — 第2波に備えて財政支援を」

現代経済研究室研究会

建部正義「中央銀行デジタル通貨(CBDC)と民間デジタル通貨(libra)をめぐる」

小宮昌平「北田芳治さんの逝去を悼む」

研究所の動向 (2020年1月～2020年7月)

追悼 重富健一さん

小宮 昌平

(こみや・しょうへい 公益財団法人政治経済研究所相談役・主任研究員)

つい先頃、北田芳治さん追悼の短文をこの『時報』に書いたばかりなのに、今度はやはり研究所相談役の重富健一さんが亡くなってしまった。重富さんは北田さんより2歳ぐらい年長である。何年か前から体調が万全でなかったにもかかわらず、研究所の会合には無理を押して出席されたことが何回かあった。

重富さんは京都大学出身で、研究所の仕事にもっぱら農業問題中心に取り組み、後に研究所理事長の市川弘勝先生と同じく東洋大学教授を長い間務められた。農民運動全国連合会(農民連)にも大いに協力し、顧問を務められてきた。

その研究活動を政治経済研究所の研究員として開始されたという点では、北田さんと共通である。今手元にある材料で見ると、『政経研究』にはNo.1、2に始まりNo.10まで、ほとんど毎号、実態調査報告その他の論考を發表している。これは1960年代に入って以降であるが、それ以前、1950年代半ばから研究所員として活動しており、私が書記を務めていた日本農民組合本部にも来られてお会いした覚えがある。そのとき、研究所の刊行物

として持参されたのはたしか『日本経済の動き』であった。それから同じ農業・農民運動関係者としてつきあいがあり、1970年に私が政治経済研究所に就職するのを紹介して下さったのも重富さんである。

委託調査についても、重富さんの紹介により、NHKの附属機関からいただいた「農漁村におけるテレビ視聴」という実態調査のテーマに研究所として取り組んだことがあった。その時の報告が『政経研究』のNo.22、23、24(1980年1、9、11月)に掲載されている。

1993年に時ならぬ「米不足」が起こった。日照不足の冷夏で東北・関東の太平洋側が凶作となり、タイや米国などから米が輸入された。米国米は日本の米と同じだが、タイ米には東南アジア米の特徴がある。そこで同じ京大出身で当時アジア経済研究所で研究されていた重富さんの息子さんをお願いして、タイの米事情を定例研究会で話していただいたこともあった。

戦後の動乱期から研究所で活動された方がこれですべて亡くなってしまったのではないかな。さびしいことである。

2020年度第3回公開研究会のご案内

シンポジウム「積極財政をどのように考えるか — MMT に関する報告と討論 —」

司会者：齊藤壽彦（公益財団法人政治経済研究所理事、千葉商科大学名誉教授）

報告者：朴 勝俊（関西学院大学教授）

討論者：岡本英男（東京経済大学教授、同大学学長）

建部正義（公益財団法人政治経済研究所主任研究員、中央大学名誉教授）

日 時：2020年12月14日(月) 13時00分～16時00分

場 所：Zoomによるオンライン開催

申込先：当法人HP (<https://www.seikeiken.or.jp/>) の専用申込フォーム

※予定は変更となる場合がございます。

研究所の動向（2020年8月～2020年9月）

理事会・評議員会

9月25日 2020年度第5回理事会
 研究費配分について／公開研究会について／
 第4回『政経研究』奨励賞の選定について／
 職員・常勤勤務者就業規則等について／3階
 会議室換気機能強化工事について／理事会の
 持ち方について

委員会等

8月3日 2020年度第5回運営委員会
 9月7日 2020年度第5回研究委員会
 9月15日 2020年度第2回編集委員会
 9月15日 2020年度第2回奨励賞選考委員会
 9月28日 2020年度第6回運営委員会

研究会・研究室

9月7日 2020年度第1回定例研究会 松田英
 里「戦傷病者からみる戦争体験と日本の国家
 補償賠償制度の特質」
 9月28日 2020年度第2回公開研究会 二木立
 「コロナ危機が日本社会と医療・介護・社会
 保障に与える影響」

刊行物

8月 比江島大和「東京大空襲・戦災資料セン
 ター、近年の取り組み」『空襲通信』第22号。
 8月 公益財団法人政治経済研究所研究委員会
 編『政経研究時報』第23巻第1号。
 9月 比江島大和「東京大空襲・戦災資料セン
 ター：人びとの空襲体験を受け継ぐ展示へ」
 『博物館研究』第59巻第9号。
 9月 原富悟「国民的な年金闘争の再構築と労
 働組合運動」『労働総研クォーターリー』第117
 号。
 9月 原富悟「新しい社会にむかう国民運動と
 元気な労働組合」『学習の友』第806号。

政経研メールニュース発行

8月25日、9月4日、9月11日、9月24日

学会報告・講演等

8月8日 吉田裕「憲法連続講座 第1回 明治
 憲法と昭和天皇」NPO 法人日野・市民自治研
 究所
 9月12日 吉田裕「憲法連続講座 第2回 日本
 国憲法と昭和天皇」NPO 法人日野・市民自治
 研究所

東京大空襲・戦災資料センターの取組

8月10日 夏の特別企画「吉田館長の歴史授業
 『戦争と子どもたち』」
 8月15日 夏の特別企画「紙芝居から学ぶ戦
 争・空襲」
 8月15日 夏の特別企画「空襲体験をじっくり
 聞いてみよう」
 8月16日 夏の特別企画「いっしょに空襲を学
 ぼう」

研究所関連の報道

8月4日 東京新聞「戦争体験 ネット配信 コ
 ロナ禍夏休みイベント開けず」
 8月7日 朝日新聞「戦争を語る催し 初のオ
 ンライン」
 8月12日 日本テレビ「news zero」夏の特別企
 画紹介
 8月13日 テレビ朝日「ワイドスクランブル」
 早乙女名誉館長生出演
 8月13・14日 ニッポン放送「飯田浩二の OK!
 Cozy up!」リニューアル関連
 8月14日 都政新報「コロナ禍でも平和の継承
 へ オンラインでイベント」
 8月14日 朝日小学生新聞「戦後75年 私の戦
 争体験東京大空襲を語り続ける 二瓶治代さ
 ん」
 8月14日 山陰中央新報「戦後75年 明日への

- 証言東京大空襲を生き延びる 竹内静代さん
- 8月14日 NHK「おはよう日本」夏の特別企画紹介
- 8月14日 NHK「ニュース645」夏の特別企画紹介
- 8月15日 共同通信「戦後75年『記憶の欠落』問い直すとき」(神奈川新聞、福井新聞、京都新聞、埼玉新聞、日本海新聞、中部経済新聞、神戸新聞、徳島新聞、山陰中央新聞、中国新聞、信濃毎日新聞、高知新聞)
- 8月15日 NHK「NHKスペシャル：忘れられた戦後補償」
- 8月16日 神戸新聞「社説 一戦後75年— 消えゆく記憶」
- 8月17日 文化放送「くにまるジャパン」リニ

ユーアル関連

- 8月20日 けんせつ「戦後75年 体験者ゼロの時代が迫る中で東京大空襲を継承する」
- 8月22日 読売新聞「終らぬ夏<番外編> 不条理伝える『静かな怒り』吉田館長インタビュー」
- 8月23日 しんぶん赤旗「全館一新 体験伝える 東京大空襲・戦災資料センター」
- 8月26日 読売新聞「戦後75年 戦争知らない私が継ぐ」
- 8月30日 朝日新聞「教育考差点 平和のバトンどう渡す」
- 9月1日 第一経理ニュース9月号「東京大空襲・戦災資料センター リニューアルを終えて、次の世代へ戦争の記憶・記録を引き継ぐ」

編

集

後

記

9月の暑さが嘘のように、最近は朝晩の冷え込みが強まり、布団から出るのが億劫になってきた。日中は徐々に過ごしやすくなってきて、外出するのにも気分がよく、遠出をしたくなる時期である。

最近では、GoToトラベルキャンペーン等を利用して、多くの人びとが日本各地の観光地を訪れている。これらが、疲弊した地域経済へのカンフル剤となるか注目である。

その一方で、気温が下がることで、新型コロナウイルスの勢いが再び増すのではないかと予想されている。そのため、今冬は高齢者へのインフルエンザワクチンの予防接種が無償で行われている。

このような社会情勢を反映して、今号も前号に引き続き、新型コロナウイルス関連の記

事が多く掲載されている。本誌は、『政経研究』のニューズレター版として発行されている。その目的は、「当面する政治・社会・経済・産業などの分野で、アップトゥデータな情報と的確な視点に立った判断材料を提供すること」である。本誌を手にとった読者の皆様に、今後も有益な情報を提供していきたい。

なお、当法人では新型コロナウイルス感染予防のために、今年度は公開研究会をはじめとして、理事会や評議員会等が、オンラインに移行している。附属機関である東京大空襲・戦災資料センターでも、毎年恒例の夏の特別企画は、オンラインで実施された。

新型コロナウイルスの終息の見通しは、いまだに立っていない。慣れない環境下での業務が続いているが、公益財団法人としての役割を全うするために、今後も尽力していく次第である。

(編集部)

好評発売中

『世界経済史概観 紀元1年－2030年』

アンガス・マディソン(著)、公益財団法人政治経済研究所(監訳)

岩波書店 8,140円(税込)